

## 技能実習制度推進事業運営基本方針の一部改正について

## 1 主な改正の趣旨

## (1) 公的評価システムにおける認定主体の変更

技能実習2号の対象技能等に係る公的評価システムについては、これまで厚生労働省が委託する技能実習制度推進事業の実施機関（平成27年度まで公益財団法人国際研修協力機構）に設置していた公的評価システム認定会議において、審議の上、認定していたものを、職業能力開発局長が参集する「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」において、審議の上、認定することに改めた。

## (2) 技能実習2号移行対象職種・作業の追加

## ア 新規職種

- ・牛豚食肉処理加工業（牛豚部分肉製造作業）
- ・惣菜製造業（惣菜加工作業）

## イ 新規作業の追加

- ・耕種農業（果樹作業）

## 2 主な改正内容

別添のとおり

## 3 公布日

平成27年4月1日

## 4 運用日

公布日同日

技能実習制度推進事業運営基本方針 主な改正内容

現 行	改 正																																								
<p>II 各論</p> <p>2 対象技能等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (2)の対象技能等に係る公的評価制度については、<u>技能実習制度推進事業の実施機関</u>（以下「<u>推進事業実施機関</u>」という。）が、有識者により構成する会議（以下「<u>公的評価システム認定会議</u>」という。）を設置し、同会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を<u>審議の上、認定し、公表するものとする。</u></p> <p>別表 技能実習2号移行対象職種 <u>69</u> 職種 <u>127</u> 作業</p> <p>1 農業分野（2職種<u>5</u>作業）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職種名</th> <th style="text-align: center;">作業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">耕種農業</td> <td style="text-align: center;">施設園芸</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">畑作・野菜</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p> <p>4 食品製造関係（7職種<u>12</u>作業）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職種名</th> <th style="text-align: center;">作業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハム・ソーセージ・ベーコン製造</td> <td style="text-align: center;">ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">パン製造</td> <td style="text-align: center;">パン製造作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～7 (略)</p>	職種名	作業名	耕種農業	施設園芸	畑作・野菜	(新設)	(略)	(略)	職種名	作業名	(略)	(略)	(新設)	(新設)	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	パン製造	パン製造作業	(新設)	(新設)	<p>II 各論</p> <p>2 対象技能等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (2)の対象技能等に係る公的な評価制度（<u>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の技能検定</u>（以下「<u>技能検定</u>」という。）を除く。）については、<u>職業能力開発局長が、有識者により構成する「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」を開催し、同会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を確認の上、認定し、当該評価制度に係る職種・作業を公表するものとする。</u></p> <p>別表 技能実習2号移行対象職種 <u>71</u> 職種 <u>130</u> 作業</p> <p>1 農業分野（2職種<u>6</u>作業）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職種名</th> <th style="text-align: center;">作業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">耕種農業</td> <td style="text-align: center;">施設園芸</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">畑作・野菜</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">果樹</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p> <p>4 食品製造関係（9職種<u>14</u>作業）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職種名</th> <th style="text-align: center;">作業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>牛豚食肉処理加工業</u></td> <td style="text-align: center;"><u>牛豚部分肉製造作業</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハム・ソーセージ・ベーコン製造</td> <td style="text-align: center;">ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">パン製造</td> <td style="text-align: center;">パン製造作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>惣菜製造業</u></td> <td style="text-align: center;"><u>惣菜加工作業</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>5～7 (略)</p>	職種名	作業名	耕種農業	施設園芸	畑作・野菜	果樹	(略)	(略)	職種名	作業名	(略)	(略)	<u>牛豚食肉処理加工業</u>	<u>牛豚部分肉製造作業</u>	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	パン製造	パン製造作業	<u>惣菜製造業</u>	<u>惣菜加工作業</u>
職種名	作業名																																								
耕種農業	施設園芸																																								
	畑作・野菜																																								
	(新設)																																								
(略)	(略)																																								
職種名	作業名																																								
(略)	(略)																																								
(新設)	(新設)																																								
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業																																								
パン製造	パン製造作業																																								
(新設)	(新設)																																								
職種名	作業名																																								
耕種農業	施設園芸																																								
	畑作・野菜																																								
	果樹																																								
(略)	(略)																																								
職種名	作業名																																								
(略)	(略)																																								
<u>牛豚食肉処理加工業</u>	<u>牛豚部分肉製造作業</u>																																								
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業																																								
パン製造	パン製造作業																																								
<u>惣菜製造業</u>	<u>惣菜加工作業</u>																																								

# 今後の技能実習2号移行対象職種の追加フロー(イメージ)

## ①関係者の合意

業界団体による職種追加に関する業界内の合意

業界団体から業所管省庁への相談

業界団体から外研室(注1)への連絡

外研室から  
①業所管省庁への同意照会・回答  
②専門家会議の構成員に事前の情報提供・意見聴取

※業界団体又は業所管省庁からの相談があれば、外研室(注2)が併行して助言・支援する。

※業所管省庁は、技能実習生(2号)の受入れの是非について、①業界内で合意が得られていること(注3)、②当該職種が属する産業の振興の観点から問題がないこと、③その他特段の問題が生じないと考えられることのない旨にも該当することを確認できた場合、同意する。なお、この場合、必要に応じて条件をつけることもできる。

## ②公的評価システムの整備

【既存の技能検定職種における基礎級を追加する場合】

【技能実習評価試験職種を追加する場合】

業界団体又は指定試験機関から能力評価課(注1)への相談

業界団体から外研室への相談

能力評価課による評価試験の試験基準等案の作成

評価試験の作成・試行運用

専門調査員による試験基準等の検討及び確定

専門家会議で、認定基準の適合性を確認の上、職業能力開発局長の認定

## ③2号移行対象職種への追加

関係省庁への協議

※ 既存の技能検定職種における基礎級を追加する場合は、能開法施行規則等の改正を行う。

大臣公示(注4)の改正(注5)

技能実習生(2号)の受入れ開始

(注1) 外研室:厚生労働省職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室  
能力評価課:厚生労働省職業能力開発局能力評価課  
(注2) 相談対応は、外研室の委託事業の受託者が原則行うことを想定。ただし、必要に応じて外研室が直接対応することも可。  
(注3) 指定試験機関方式の技能検定職種の場合には、当該職種の指定試験機関の合意が得られていることの確認も必要である。  
(注4) 大臣公示:「技能実習制度推進事業等運営基本方針」(平成5年4月5日厚生労働大臣公示)  
(注5) 大臣公示の改正までに、当該職種に係る技能実習計画の審査基準を整備するものとする。